

## 第2章 処務

### 管理者の専決処分事項の指定について

制定 昭和51年 3月26日

改正 昭和55年 2月23日



### 管理者の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項は、管理者において専決処分することができるものとする。

- (1) 組合の義務に属する1件100万円以下の交通事故による損害賠償の額を定めること。
- (2) 前号の損害賠償額の決定に伴い、予算を定めること。
- (3) 組合が当事者である和解（裁判上の和解を除く。）で、その目的の価額が1件につき100万円以下のもの